

## 福島第一原子力発電所4号機の安全確保に係る取組状況について

平成20年7月11日

東京電力(株)福島第一原子力発電所4号機（以下「当該機」という。）は、平成20年3月28日から平成20年7月中旬までの予定で原子炉を停止し、第22回定期検査（定期事業者検査）を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

- 当該機においては、今停止期間中に、原子炉、タービン等機器・構造物の定例的な点検を計画的に実施するとともに、配管減肉管理指針に基づく点検や、プロセス計算機の復水器出入口海水温度項目に関する補正項をプログラムから削除するなどのトラブル再発防止に対する取組み、低圧タービン車室の取替えや圧力抑制室のストレーナの取替えなどの予防保全の取組みが進められている。
- 事業者においては、わかりやすさに配慮した情報公開の徹底や、不適合事象の減少への取組みを進めてきているところであるが、発電所運営の透明性の確保という主旨を踏まえ、今後も引き続き、情報公開の徹底に努めていくこととともに、不適合事象の減少や作業品質の改善に向け、過去の運転経験やノウハウの情報共有化や技術継承といった取組みが求められる。
- 当該号機が平成20年10月12日で運転開始から30年を迎えるのを受けて、事業者は国のガイドラインにもとづき、機器・構造物の健全性について評価を行い、高経年化技術評価及び長期保全計画を経済産業省に報告しており、次回定期検査からこの長期保全計画に基づいた点検が開始されるが、事業者においては、現状の保全内容を不断に見直し、日常保守活動の充実強化を図り、運転期間が長期化するプラントの安全確保に万全を期すことが求められる。

- 事業者においては、平成20年3月31日に代表プラントの耐震安全性の再評価の中間報告を行っているが、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震を受けて追加で行った地質調査結果を含め、最新の知見を適切に反映し、耐震安全性の再評価を迅速かつ確実に実施する必要がある。また、新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の事態を踏まえ、ハード、ソフト両面にわたる耐震安全、信頼性向上の対策を速やかに実施し、原子力発電所の総合的な耐震安全性の確保・向上を図っていくことが求められる。
  
- 事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域を始め県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、その結果を分かりやすく説明することによって、信頼回復に向けた努力を積み重ねていくことが求められる。
  
- 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。